

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成27年6月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成27年6月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモス

3 代表者の氏名

山崎 美千子

4 主たる事務所の所在地

阿賀野市中央町2丁目17番15号

5 定款に記載された目的

この法人は、障がい者を対象として、個々の利用者のニーズに合わせ、地域社会でいきいきと生活することを旨として、さまざまな作業や活動を通しての支援を行い、さらに地域福祉の核として地域住民の福祉向上に貢献することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
<p>(種別および定数)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 理事長、副理事長は<u>理事の互選</u>とする。</p> <p>(機能)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 事業計画および<u>予算</u>ならびにその変更</p> <p>(2) 事業報告および<u>決算</u>の承認</p> <p>(資産および経費の支弁)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(4) 資産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) その他の<u>収益</u></p> <p>(事業計画および予算)</p> <p>第33条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>予算</u>は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の規定による事業計画および<u>予算</u>は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(種別および定数)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 理事長、副理事長は<u>理事会において互選</u>する。</p> <p>(機能)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(1) 事業計画および<u>収支予算</u>ならびにその変更</p> <p>(2) 事業報告および<u>収支決算</u>の承認</p> <p>(資産および経費の支弁)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(4) 資産から生じる<u>収入</u></p> <p>(5) その他の<u>収入</u></p> <p>(事業計画および収支予算)</p> <p>第33条 この法人の事業計画およびこれに伴う<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。</p> <p>2 前項の規定による事業計画および<u>収支予算</u>は、その事業年度開始後最初の総会の議決を経なければならない。</p>

<p>3 この法人は、第2項の総会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定にかかわらず、第1項の理事会が議決した事業計画および<u>予算</u>をもって事業を行うものとする。</p> <p>4 第1項に規定した事業計画および<u>予算</u>の変更は、総会の議決を経て行う。</p> <p>(事業報告および決算)</p> <p>第34条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書（以下「事業報告書等」という。）は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 <u>この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>3 この法人は、第2項の総会の議決を得るまでの間は、第19条第1項の規定にかかわらず、第1項の理事会が議決した事業計画および<u>収支予算</u>をもって事業を行うものとする。</p> <p>4 第1項に規定した事業計画および<u>収支予算</u>の変更は、総会の議決を経て行う。</p> <p>(事業報告および収支決算)</p> <p>第34条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および<u>収支計算書</u>（以下「事業報告書等」という。）は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第38条 <u>この定款は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項にかかわる定款の変更を除き所轄庁の認証を得なければ変更することができない。</u></p>
--	--